

岩手県告示第617号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、一般旅券発給手数料の指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和6年12月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定納付受託者		指定年月日
名 称	住所又は事務所の所在地	
株式会社NTTデータ	東京都江東区豊洲三丁目3番3号	令和6年9月1日